

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ブータン	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	177,000 千円 2029.12.31 まで	2021.5.27 ニューデリー（インド）で (同日)	日本側 鈴木哲在（ブータン大使（インドにて兼轄）） ブータン側 ゴエツォフ・ナムギヤル駐日（在インド）ブータン大使	2021.6.29 221号
ブータン	デジタル地形図整備計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	デジタル地形図整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	796,000 千円 2026.7.31 まで	2021.10.22 ニューデリー（インド）で (同日)	日本側 鈴木哲在（ブータン大使（インドにて兼轄）） ブータン側 ゴエツォフ・ナムギヤル駐日（在インド）ブータン大使	2021.12.3 390号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。